



県政報告通信

発行者：林隆一 携帯 090-5677-3333
連絡先：〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会
TEL 073-432-4111

Prefectural government report Vol.12

ご挨拶

和歌山県議会議員2期目、3回目の県政報告書です。

和歌山市議会議員としての経験や、県議会議員の経験を活かし、和歌山発展のために、これからも頑張っ

て参ります。

経 歴

- 学 歴** 和歌山工業高等学校建築科卒業、和歌山県美容専門学校（現・IBW美容専門学校）通信課程卒業
関西大学経済学部経済学科卒業、法政大学通信教育部文学部地理学科卒業
東京通信大学人間福祉学部人間福祉学科卒業
立命館大学大学院政策科学研究科博士前期課程修了（政策科学修士）
和歌山大学大学院システム工学研究科（都市計画研究）博士後期課程単位取得後満期退学
- 所属会** 日本建築学会会員、日本不動産学会会員、社会福祉士会会員、日本ファイナンシャルプランナーズ協会会員
- 職 歴** 証券会社、外資系保険会社、会社役員、民間職業訓練機関講師業、和歌山市議会議員
- 資格・特技** 社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、職業訓練指導員免許、教員専修免許（社会・公民）
証券一種外務員資格、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、管理業務主任者、測量士補
管理美容師、調理師、潜水土、スキューバダイビングインストラクター（PADI）、1級小型船舶操縦士
将棋六段（将棋普及指導員）、無人航空機操縦技能（JUIDA）

県議会所属委員会

文教委員会、人権・少子高齢化問題等対策特別委員会、予算特別委員会

和歌山県議会 令和6年2月定例会



予算特別委員会

給食費の無償化について



私は岸本知事の就任前の令和4年6月議会で仁坂知事に対し、また岸本知事就任後の令和5年2月議会において、給食費の無償化を要望させて頂きました。本議会で給食費の無償化を続けられたいという、知事の決意をお伺いし、子育て支援について、知事と同じ思いを持っている私としては、感銘を受けた次第でございます。

一方、今回の学校給食費の無償化とする対象が、学校給食を実施する市町村立の小中学校と県立特別支援学校のみであることが、私には理解が出来ないところです。県立中学校、特に和歌山市内であれば、「民間調理施設方式」又は「市設置の給食センター」による給食の実施ができるのではないのでしょうか、知事にお伺い致します。



A 岸本知事

民間業者、あるいは市設置の給食センターに給食の調理を委託するというご提案は1つの考えだと思ふ。その場合でも、校内に衛生管理が整った配膳室の設置というのがどうしても必要になり、県立高校の既存施設に、県立中学校を設置した経緯があり、そのためスペースがありません。和歌山市内に限らず、なかなか現実的には難しいのではないかと現状では考えます。

このため、県立中学校においては、今すぐ給食が実施できない状況であるが、今後、県立中学校の給食のあり方について、どのような可能性があるのか、研究をしていきたいと考えます。



県内すべての小中学校で給食が実施され、児童生徒及びその家族が給食費無償化の恩恵を受けることによって、和歌山県での子育て支援の施策が進むものと考えています。従って、給食費無償化を公約する知事には、是非とも、県立中学においても、できるところから早期に給食を実施してもらい、将来、全ての県内小中学校で給食の無償化が実施されるようお願い申し上げます。

和歌山県立医科大学附属病院の看護職員について



和歌山県立医科大学附属病院において、看護職員の離職率及びその理由はどのようなものか、全国との比較を踏まえ、お伺い致します。



2021年度の県立医科大学の正規雇用看護職員の離職率は9.4%であり、全国と比較すると、県立医科大学の方が2.2%低い状況であります。県立医科大学を離職した看護職員の離職理由として、最も多いのは、全国調査と同様に「結婚・出産・育児等のライフイベント」で全体の32%となっています。2番目は「長時間勤務や夜勤等の業務の負担」で17%、3番目は「健康上の理由」で14%、4番目は「自分への適性・能力への不安」で12%であります。



看護職員の離職理由を踏まえ、具体的にどのような離職防止対策をとっているのか、お伺い致します。



県立医科大学では、通常の育児休暇や介護休暇に加え、大学独自の「育児短時間勤務」や「育児・介護に係る早出遅出勤務」を導入しています。また、院内保育園を設置し、夜間保育や休日保育等にも対応することにより、夜勤や休日勤務がある看護職員が安心して働ける環境を整備しています。更に、メンタルサポート体制の充実や、看護職員から看護補助員へのタスクシフトの導入等により、看護職員の業務量を削減する取組を進めています。

林

入院患者の療養生活上のお世話については、看護職員ではなく、看護補助員に行ってもらえれば、看護職員の方は治療行為に専念できるとともに、業務の軽減が図られ、離職防止につながると思いますので、今後も看護補助員の更なる増員を図ることにより、看護職員の方々が働きやすい環境を整えて下さい。また、病院関係で、人間関係やハラスメントが原因で離職するということがよく聞きます。

県立医大ではこうしたことが原因で離職者が出ないように、アンケート調査を行うなど、看護職員の意見をしっかりと聞いて、働きやすい職場を推進していくようお願い致します。

林 / 看護職員採用のための修学奨学金制度について→省略

介護人材の確保に向けた対策について

林

介護サービスの提供体制を維持していく上で、介護人材の確保が大変重要な課題と認識していますが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺い致します。

A 福祉保健部長

県では、介護職場への「参入促進」の観点から、高校生が初任者研修を無料で受講できる取組や介護福祉士修学資金等の貸付、就職フェアや無料職業紹介等を実施しています。また、「労働環境改善」の観点からは、介護ロボット・ICTの導入支援等を実施しています。

加えて、来年度から、業務の改善や効率化に取り組む介護事業所に対し、相談対応や専門的な助言を行うとともに、外国人介護人材の定着を促進するため、日本語教育や資格取得の支援に取り組む介護事業所に対して補助を行うことにしています。こうした取組を通じて、介護人材の更なる確保・定着を図っていきます。

林

介護人材の不足状況は、県内地域ごとに異なっており、更に施設サービスや訪問サービスなど、サービス種別において求める人材が異なるのではないかと考えています。

介護人材を確保するためには、それぞれの地域等に応じて、きめ細やかに対策を行うべきだと考えます。そのためには、出来るだけ事業所を訪問し、現場の声をしっかりと聞き、実情を正確に把握することが重要であると思います。是非、現場の声を踏まえた効果的な対策を進めて頂くよう要望致します。

文教委員会

工業科の募集定員と学科について→省略

県立中学校の増設について→省略

教員の採用について

林

今年度、夏に実施した教員採用試験の結果と今後について、どのように考えているのか、お伺い致します。

A 県立学校教育課長

夏に実施した教員採用試験では、募集人数 352 名に対し、受験者数 1175 名、一次試験合格者数 694 名、合格者 332 名でした。合格者のうち、講師経験による免除者の数は 50 名。また、学生数は 153 名でした。講師経験者は、学校現場で即戦力として期待されます。採用試験において、それまでの経験と今後の成長見込みを更に評価できるよう、引き続き検討していきます。また、未経験

の学生等についても、採用後における研修等でしっかりサポートしていきたいと考えています。

林

現行の採用試験では講師経験等はどうのように負担軽減がされているか、お答え下さい。

A 県立学校教育課長

一定期間以上の講師経験による免除については、小学校、特別支援学校において、一次筆答試験を免除し、口頭試問を実施していません。中学校、高等学校、中高共通、養護孝員については、一次筆答試験の総合教養を免除しているところです。

林

講師経験による免除を受ける条件はどうか、お答え下さい。

A 県立学校教育課長

直近 6 年間のうち通算 48 月以上の講師等の経験があり、そのうち受験校種における経験が 24 月以上必要になります。

林

講師経験による免除の条件を短縮することはできないのか、お答え下さい。

A 県立学校教育課長

複数年の勤務経験を有することは、学校現場で十分に実践力を身につけていることになると考えています。現在の条件は、より講師経験の長い受験者の負担軽減につながっていると考えています。

林

講師経験者を正規教員として採用していくような制度にはできないのか、お答え下さい。

A 県立学校教育課長

教員採用試験は競争試験としての側面もあることから、募集人数に対して、学生等の一般受験者や特別選考対象者などともあわせての合格者の決定となります。引き続き、優秀な教員の確保に努めて参ります。

林

臨時的任用者で離職していく人はどれ位いるのか、お答え下さい。

A 県立学校教育課長

他府県での採用試験受験や自己都合等により毎年変わってくるため把握できませんが、育児休暇取得者の増加も見込まれることから、臨時的任用者数は一定数必要であると考えております。

要望 林

講師を何年もの間、期間の定めなく、採用試験の面接を受けさせ、不合格にするのは、講師に、将来の不安に感じさせますし、良くないと考えます。

例えば、3 年なら 3 年というふうに講師期間を定めるよう強く求めます。

あなたのご意見・ご要望をお聞かせ下さい！

メールアドレスが下記の通り変更となりました。

旧メールアドレス hayashi@nippon-ishin.jp



新メールアドレス

r-hayashi@liberty1.co.jp (林まで)